

## 留萌市芸術文化振興基金助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 留萌市芸術文化振興基金助成金（以下「助成金」という。）の交付については、留萌市芸術文化振興基金条例施行規則（昭和63年教育委員会規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付)

第2条 留萌市の活力に満ちたまちづくりを推進し、もって本市の芸術振興を図るため、予算の範囲以内で助成金を交付する。

(助成対象事業)

第3条 この助成金の交付対象となる事業は、別表1のとおりとする。この場合において、文化財保存保護事業については、留萌市の文化財指定を受けていない、有形・無形の貴重な市民的財産を対象とする。

(助成対象者等)

第4条 この助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のとおりとする。

(1) 芸術文化活動振興事業 市内に事務所又は住所を有し、本市で活動している団体及びその団体が連合して構成している広域的団体（実行委員会等を組織して活動をするものを含む。）とする。

(2) 文化財保存保護事業 市内に事務所又は住所を有する団体及び個人（実行委員会等を組織して活動をするものを含む。）

(3) 大会出場者派遣事業

ア 一般 市内に事務所又は住所を有する団体及び個人で、予選を経て全国大会に出場する者

イ 小・中・高校生 市内に住所を有する団体及び個人で、予選を経て全道及び全国大会に出場する者

ウ 一般社団法人全日本吹奏楽連盟開催の全国大会に出場する者

エ 公益社団法人全国高等学校文化連盟開催の全国大会に出場する者

2 前項第3号の規定にかかわらず、留萌振興局管内で開催される大会に出場するときは、助成金の交付を受けることができない。

3 同一事業への助成は、同一団体及び個人につき、当該年度内において1回を限度とする。ただし、大会出場者派遣事業については、全道及び全国大会出場につき、それぞれ1回の助成を受けられるものとする。

4 大会出場者派遣事業における小・中・高校生を除く一般市民への助成

金の交付は、1 団体又は 1 個人につき 3 回を限度とする。ただし、団体においては、大会出場者の半数以上が入れ替わっている場合には、新規の団体とみなす。

5 企業等が主催又は共催する事業、政治・宗教活動及び営利事業を行う団体、個人に対しては、助成金の交付を行わない。また、第 1 項第 1 号においては、家元（免許）制度により運営されている団体に対しても助成金の交付を行わないものとする。

（助成対象経費）

第 5 条 芸術文化活動振興事業及び文化財保存保護事業における助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表 2 のとおりとする。

2 大会出場者派遣事業の助成対象経費は、旅費（交通費、宿泊費）とする。

（補助率、助成金の額）

第 6 条 芸術文化活動振興事業及び文化財保存保護事業における助成金の補助率は、助成対象経費の 2 分の 1 以内とし、上限額は 1 0 0 , 0 0 0 円とする。

2 大会出場者派遣事業の補助率及び助成金の限度額は、以下に掲げる率及び限度額内とする。

大会区分		補助率	助成対象者等	助成限度額	
				小・中・高校生	一般
全道大会		助成対象経費 の 1 / 2 以内	個人・団体	1 人につき 10,000 円	支給しない
全国 大会	道内開催		個人・団体	1 人につき 10,000 円	
	道外開催		個人・団体	1 人につき 20,000 円	

（助成金の交付条件）

第 7 条 助成対象者に助成金を交付する場合は、「留萌市補助金等交付規則」（平成 1 5 年留萌市規則第 1 号）第 6 条に定めるほか、次の条件を付すものとする。

2 芸術文化活動振興事業及び文化財保存保護事業における助成金の交付条件

(1) 助成金の額に 1 , 0 0 0 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(2) 芸術文化活動振興事業については、留萌市教育委員会の助成事業で

あることを、印刷物（ポスター、チラシ、パンフレット、看板、新聞広告等）の表示によって明示しなければならない。

(3) 旅費の計算にあたっては、それぞれの費目において留萌市旅費条例（昭和40年留萌市条例第27号）により算出される額と比較し、いずれか低い額を助成対象経費とする。

### 3 大会出場者派遣事業における助成金の交付条件

(1) 助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(2) 大会出場者派遣事業における旅費について、学生割引又は団体割引が該当される場合は、その額とする。この場合において、宿泊日数は、大会に参加する最小限の日数とする。なお、宿泊日数を短縮できる時又は旅費を軽減できる時は、バス借上料を認める。ただし、バス借上料が鉄道運賃の額を超えるときは、鉄道運賃の額とする。

(3) 旅費の計算にあたっては、それぞれの費目において留萌市旅費条例（昭和40年留萌市条例第27号）により算出される額と比較し、いずれか低い額を助成対象経費とする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。